

2025年3月31日

通貨選択型終身保険(保障抑制期間設定型)『おおきな、まごころ3』を発売

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:藏田 順)は、死亡保障を重視した一時払終身保険『おおきな、まごころ2』を改定し、2025年4月1日より『おおきな、まごころ3』として発売します。

『おおきな、まごころ3』では、従来の「基本コース*1」「引出コース*2」に加えて、三大疾病や介護・認知症に備え、まとまった資金を準備したいというニーズにお応えするため「**三大疾病・介護・認知症コース**」の取扱いを開始します。

また、「基本コース」「引出コース」では、幅広いお客さまニーズにお応えするため、**死亡保障をより充実させる工夫**やすべてのコースで**社会貢献特約の新設、基本保険金額の最高額を引き上げ**など、取扱範囲の拡充を行います。

当社は、これからも「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づき、お客さまの資産形成や円滑な資産継承、資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献できる生命保険商品・サービスを提供してまいります。

*1 第1保険期間経過後から死亡保険金が契約通貨建てでより大きくなるコースです。

*2 ご契約の1年後からご資金の一部を自由に引き出してつかえるコースです。

※ 主契約(通貨選択型終身保険(保障抑制期間設定型))を「基本コース」、主契約に「引出自在型終身保障特約」を付加した契約を「引出コース」、主契約に「認知症介護三大疾病保障特約」を適用した契約を「三大疾病・介護・認知症コース」と表記しています。

※ 各コースのお取扱いは募集代理店によって異なるため、詳細は当社募集代理店にご確認ください。



おおきな、まごころ3 商品改定のポイント



Point① 三大疾病・介護・認知症コースを新設します

三大疾病、介護または認知症等で所定の状態に該当した場合、**三大疾病保険金または認知症介護保険金を受取ることができます**。

※ 三大疾病保険金または認知症介護保険金は、保険期間を通じて1回のお支払いとなり、重複してお支払いしません。

Point② より大きな死亡保障をご提供します

「基本コース」「引出コース」では、お客さまのニーズに合わせて**第1保険期間を1年、3年、5年、10年の中から選択**できます。この第1保険期間が長いほど、第1保険期間経過後の死亡保険金額が契約通貨建てでより大きくなります。

※ 契約年齢が81歳以上の場合、第1保険期間の10年は選択できません。

※ 「三大疾病・介護・認知症コース」では、第1保険期間のお取扱いはありません。

Point③ 社会貢献特約を新設します

社会貢献特約を付加することにより、被保険者がお亡くなりになった場合、**死亡保険金を契約者が指定した当社所定の指定公益団体にお支払い**します。

Point④ 一部解約が可能になります

一部解約(基本保険金額の減額)が可能になり、不測の資金需要に対応することができます。

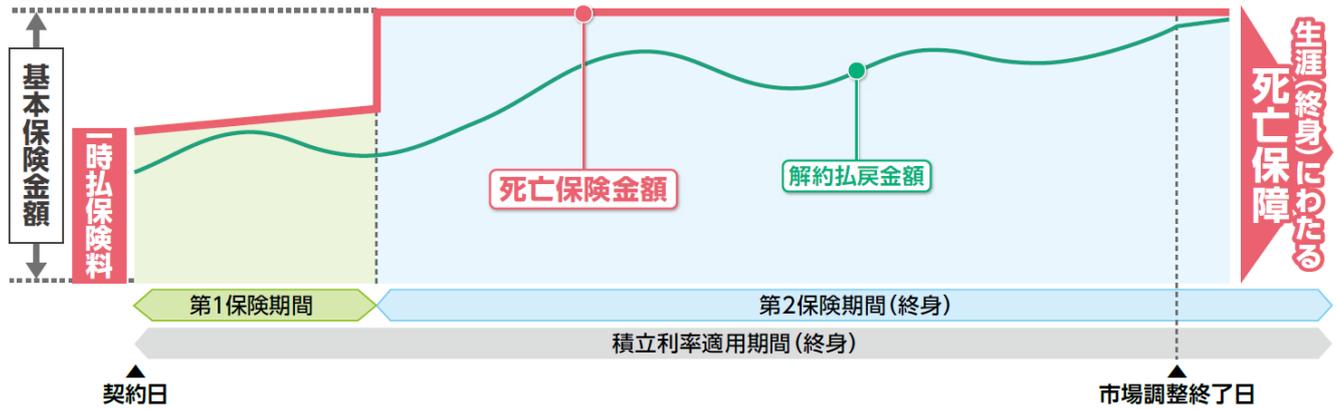
※ 「引出コース」では、一部解約のお取扱いはありません。

Point⑤ 基本保険金額の最高額を引き上げます

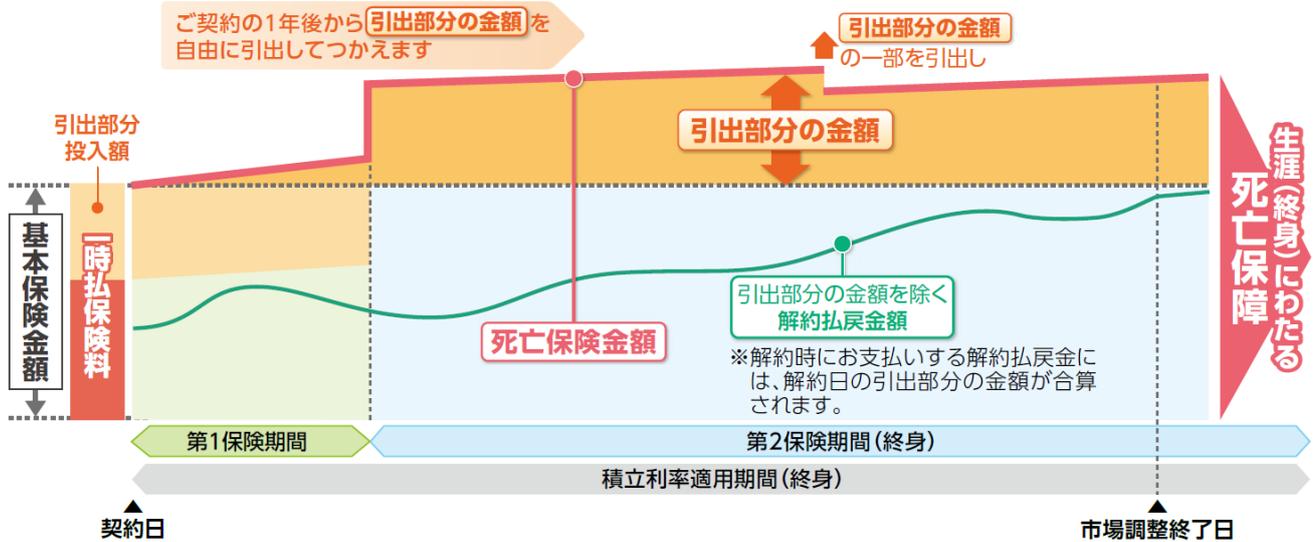
基本保険金額の最高額を10億円から**20億円**へ引き上げ、より多くのお客さまのニーズにお応えします。

■商品イメージ図

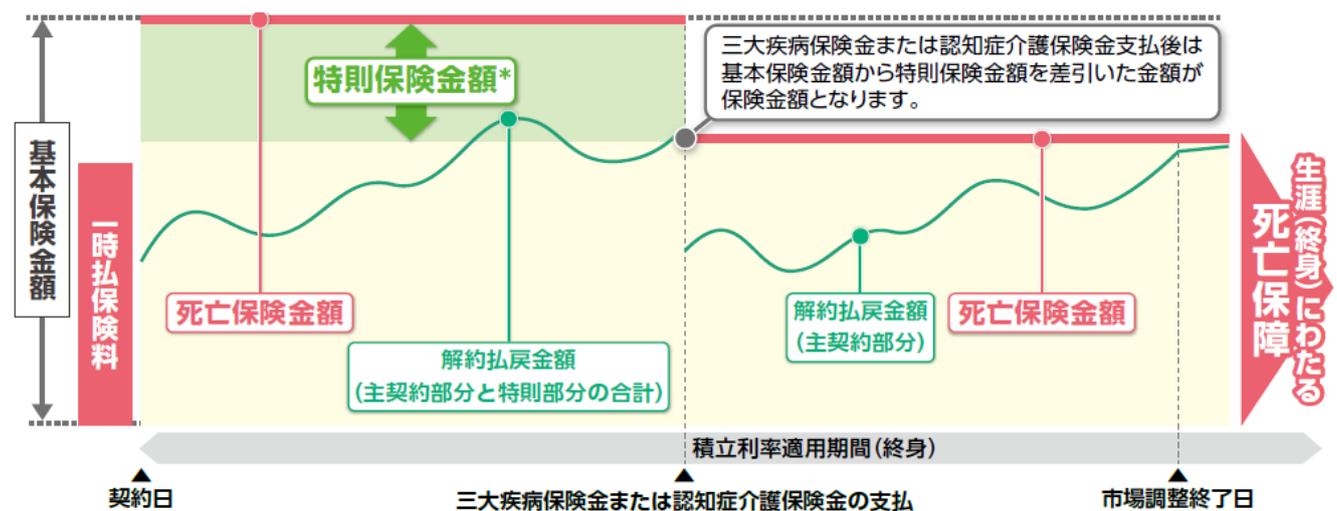
●基本コース● 〈家族によりふやしてのこしたいお客さまに〉



●引出コース● 〈家族にふやしてのこしながら必要な時には自分でも使いたいお客さまに〉



●三大疾病・介護・認知症コース● 〈家族にふやしてのこしながら病気や介護にもそなえたいお客さまに〉



* 特別保険金額は、ご契約時にご選択いただく契約通貨に応じた「特別保障割合の型」に基づき三井住友海上プライマリー生命が計算した特別保障割合を基本保険金額に乗じた金額となります。

契約通貨	特別保障割合の型		
米ドル・豪ドル	● 上限10%型	● 上限30%型	● 上限50%型
円	● 上限10%型	● 上限30%型	● 上限50%型

※ 上図はイメージ図であり、死亡保障金額、解約払戻金等を保証するものではありません。

当商品の詳細は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット(基本コース/引出コース)(基本コース/三大疾病・介護・認知症コース)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

コース		基本コース	引出コース	三大疾病・介護・認知症コース
契約通貨		米ドル／豪ドル／円		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		20歳～90歳		40歳～80歳
一時払保険料	最低	1万ドル(1ドル単位) ※円入金特約を付加した場合は最低100万円(1万円単位)		
	外貨 円	100万円(1万円単位)		
	最高	基本保険金額が20億円となる保険料	基本保険金額と引出部分投入額の合計が20億円となる保険料	基本保険金額が20億円となる保険料 特則保険金額は下記金額または一時払保険料のいずれか小さい金額が上限となります。 【契約年齢40歳～69歳】3億円 【契約年齢70歳～80歳】2億円
<small>※ 契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額 ※ 三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。</small>				
保険期間 (終身)		第1保険期間 契約日から1年・3年・5年・10年を選択 <small>※ 契約年齢が81歳以上の場合、10年は選択できません。</small> 第2保険期間 【契約年齢39歳以下】 第1保険期間満了日の翌日から積立利率適用期間満了日 【契約年齢40歳以上】 第1保険期間満了日の翌日から終身 第3保険期間 【契約年齢39歳以下】 第2保険期間満了日の翌日(更改日)から終身 【契約年齢40歳以上】 なし		終身
積立利率適用期間		【契約年齢39歳以下】 第2保険期間満了日まで 米ドル・円:30年／豪ドル:20年 第3保険期間:終身 【契約年齢40歳以上】 終身		終身
健康告知		なし		あり
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日または告知日のいずれか遅い日
保険料の払込方法		一時払のみ		
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・解除)の対象です。		
一部解約 (基本保険金額の減額)		減額後の基本保険金額 外貨:1万ドル以上 円:100万円以上	お取扱いいたしません。	減額後の基本保険金額 外貨:1万ドル以上 円:100万円以上
付加できる主な特約		円入金特約、外貨入金特約*1、円支払特約、初期死亡円保証特約*2、遺族年金支払特約、年金移行特約(定額保険用)、介護年金移行特約*3、指定代理請求特約、社会貢献特約		

*1 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。

*2 「基本コース」を選択して、第1保険期間が1年、3年の場合に付加できます。

*3 「基本コース」「引出コース」を選択した場合に付加できます。

※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

契約通貨が外貨で、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■市場リスクについて

この保険を解約等する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金等が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●保険期間中にご負担いただく費用

【基本コース/引出コース】

- ・保険期間中に適用される積立利率は、契約年齢(更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢)、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて、指標金利の $-1.0\% \sim +1.5\%$ の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、更改日、契約通貨、契約年齢(更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢)および積立利率適用期間等によって異なります。
- ・積立金(引出コースの場合、引出部分以外の積立金)から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

【三大疾病・介護・認知症コース】

- ・保険期間中に適用される積立利率は、主契約部分と特則部分それぞれに設定され、契約年齢および契約通貨等に応じて、指標金利の $-1.0\% \sim +1.5\%$ の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。なお、積立利率は、契約日、契約通貨、契約年齢等によって異なります。
- ・積立金から死亡保険金と特則保険金(三大疾病保険金または認知症介護保険金)を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。なお、特則保険金の支払い後は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認いただけます。

●初期死亡円保証特約を付加した場合にご負担いただく費用(基本コース)

契約通貨が外貨でこの特約が付加された第1保険期間(1年または3年)中、死亡保険金を円で最低保証するための費用を積立金から控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	$(\text{契約通貨のTTM}+25\text{銭}) \div (\text{払込通貨のTTM}-25\text{銭})$
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

●遺族年金支払特約、介護年金移行特約(基本コース、引出コース)および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約、一部解約または解約払戻金を原資に年金へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約等の日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料(基本コース、三大疾病・介護・認知症コースで一部解約をされる場合は、一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【契約日からの経過年数ごとの解約控除率】

契約通貨	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
外貨	4%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2%
円	2.5%	2.2%	2%	1.7%	1.5%	1.2%

契約通貨	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
外貨	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%
円	1%	0.7%	0.5%	0.2%	0%

●社会貢献特約の付加による死亡保険金の支払時にご負担いただく費用

本特約を付加した場合、本特約の維持・管理等にかかる費用として、死亡保険金の支払時に、受取人に支払う死亡保険金から、死亡保険金の1%(最大10万円)を控除します。